

予算特別委員会

3月6日（木）午後1時3

0分開議

議題1 「議案第23号 平成20年度嵐山町一般会計予算議定について」の
審査につ

いて

2 「議案第24号 平成20年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定
について」

の審査について

3 「議案第25号 平成20年度嵐山町老人保健特別会計予算議定につ
いて」の

審査について

4 「議案第26号 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議
定につい

て」の審査について

5 「議案第27号 平成20年度嵐山町介護保険特別会計予算議定につ
いて」の

審査について

6 「議案第28号 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定に
ついて」

の審査について

7 「議案第29号 平成20年度嵐山町水道事業会計予算議定について」
の審査

について

○出席委員（13名）

1番 畠山美幸 委員
3番 金丸友章 委員
5番 吉場道雄 委員
7番 河井勝久 委員
9番 川口浩史 委員
11番 松本美子 委員
13番 清水正之 委員

2番 青柳賢治 委員
4番 長島邦夫 委員
6番 藤野幹男 委員
8番 村田広宣 委員
10番 安藤欣男 委員
12番 渋谷登美子 委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

柳 勝 次 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田	豊
主 査	中 村	滋

○説明のための出席者

岩 澤	勝	町 長
高 橋 兼	次	副 町 長
安 藤	實	総 務 課 長
中 嶋 秀	雄	総務課庶務・行政担当副課長
強 瀬 明	良	総務課人権・安全安心担当副課長
金 井 三	雄	政策経営課長
岩 澤 浩	子	政策経営課政策経営担当副課長
富 岡 文	雄	税 務 課 長
中 西 敏	雄	税務課課税担当副課長
中 島 宏	芳	税務課収税担当副課長
安 藤 高	二	会 計 課 長
加 藤 信	幸	教 育 長

◎委員長あいさつ

○清水正之委員長 それでは、改めまして皆さんこんにちは。開会する前に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

本日は予算特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の方々に

はご出席をいただき、まことにありがとうございます。

審査は本日から行われるわけですが、慎重なる審議をお願いいたします。

委員の皆さんに申し上げます。質疑をする場合には簡単明瞭な形でお願いいたします。

説明員に申し上げます。説明員の皆さんは質疑に対しまして簡明な答弁、説明をお願いいたしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

(午後 1時38分)

◎議長あいさつ

○清水正之委員長 それでは、ここで柳議長に出席をいただいておりますので、柳議長にごあいさつをいただきたいと思います。

○柳 勝次議長 改めまして、こんにちは。予算特別委員会ということで、この1年間をこの町を左右する大きな議題であります。ひとつ皆さん方、慎重なるご検討、ご審議をいただきまして、この1年間が執行がうまくいくようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

◎町長あいさつ

○清水正之委員長 次に、町長からごあいさつをいただきたいと思います。

○岩澤 勝町長 委員長にご指名いただきましたので、予算特別委員会の開会に当たりまして一言ごあいさつをさせていただきます。

本日より4日間にわたりまして平成 20 年度嵐山町一般会計予算をはじめとする各予算案につきまして、予算特別委員会におきましてご審議を賜るわけですが、心から感謝を申し上げる次第でございます。どうぞ何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、原案のとおり可決ご決定を賜りますようによりしくお願い申し上げます。

開会に当たりまして、一言あいさつさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○清水正之委員長 ありがとうございました。

◎開会の宣告

○清水正之委員長 ただいま出席委員は 13 名であります。定足数に達しております。よって、予算特別委員会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午後 1時40分)

◎開議の宣告

○清水正之委員長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

委員会の開会日につきましてお諮りいたします。本委員会の開会は、本日3月6日、3月7日、3月10日及び3月11日の4日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○清水正之委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の開会は、本日3月6日、3月7日、3月10日及び3月11日の4日間と決定いたしました。

ここで諸般の報告をいたします。本委員会に付託された案件は、第23号議案 平成20年度嵐山町一般会計予算議定についての件、第24号議案 平成20年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、第25号議案 平成20年度嵐山町老人保健特別会計予算議定についての件、第26号議案 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、第27号議案 平成20年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、第28号議案 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件及び第29号議案 平成20年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案7件ですので、ご了承願います。

次に、本委員会の予算審査予定表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本委員会の説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

審査の方法についてお諮りいたします。申し合わせのとおり第23号議案 平成20年度嵐山町一般会計予算議定についての件の審査は、歳出を基本に、歳入、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書の添付書類を含め、予算審査予定表に基づき課局ごとに議会事務局から行い、最後に総括質疑といたしたいと思えます。また、第24号議案 平成20年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から第29号議案 平成20年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件までの審査は歳入、歳出を一括して行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○清水正之委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第23号議案 平成20年度嵐山町一般会計予算議定についての件の審査は、歳出を基本に歳入、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書の添付書類を含め、予算審査予定表に基づき課局ごとに議会事務局から行い、最後に総括審議を行うことに決まりました。

また、第24号議案 平成20年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から第29号議案 平成20年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件までの審査は歳入、歳出を一括して行うことに決しました。

なお、第23号議案 平成20年度嵐山町一般会計予算議定についての件から第29号議案 平成20年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件の7件につきまして、総括質疑を行う委員はあす3月7日の午後の再開までに委員長に届け出てください。

傍聴について申し上げます。当委員会の傍聴の申し出がある場合は、原則許可したいと思しますので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第23号の質疑

○清水正之委員長 第23号議案 平成20年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いします。

なお、質疑のある委員は挙手により委員長の指名後、ページ数をおっしゃってから簡潔に、またはつきりとお願いたします。また、質疑の回数は1課局1回で3回までとします。ご了承願います。また、発言はマイクを通して願ういたしますので、質疑者、答弁者とも着席のまま発言をするよう願ういたします。マイクのスイッチは発言をする前に入れていただき、発言が終わったら切ってくださいよう願ういたします。

それでは、質疑をどうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○清水正之委員長 質疑がないようですので、議会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時47分

再 開 午後 1時49分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

それではどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 16 ページ、17 ページにわたってです。町税の部分ですが、まず個人町民税が昨年に比較して 770 万余り減ということで出ているわけです。この理由を伺いたいと思うのです。町民の所得状況というのは下がっているのか、ふえているのかということでもあります。減っているということかどうかということなのでしょうけれども、その理由を伺いたいと思います。

それから、法人税なのですが、一般的にサブプライムが昨年ありましたので、ちょっと景気がといったような話ですが、全体的には景気はよかったというふうなことで政府のほうでは言っているわけです。そういう中でどうして法人税が下がってしまったのか。その理由を伺いたいと思います。

それと固定資産税ですが、これ償却資産が大きく伸びたというお話がありました。これだけ伸びたというのは、ちょっと私も実感といいますか、やっぱりないのですが、どの辺の、どこの会社あたりが伸びたのか、わかりましたら伺いたいのです。

それから軽自動車税、若干伸びているわけですが、今燃費のよいものを選ぶという傾向があって、軽が人気があるというふうに一般的にこれ言われています。そういう面からしまして、この伸びというものはもう少し見ることができるのではないかなと思うのですが、ここに予算からどういうことからもらったのか、ちょっと伺いたいと思います。

それと、たばこ税なのですが、私が議員になって初めてではないかなと思うのですが、たばこ税が減ったというのが。これは、喫煙者が減ったということで減税になったのか。何か課税の金額が変わってきたのか。それを伺いたいと思います。

以上です。

○清水正之委員長 それでは、答弁を求めます。

富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 それでは、ただいまの川口委員さんのご質問ですが、まず町税の関係でありまして、個人町民税の減額の理由ということですが、これは最近、ここ去年あたりから団塊の世代が退職してまいりまして、それに比べて新たに職につく人、その人数が少ないということで、それで今年度 778 万 4,000 円の、人数的には均等割納税義務者で 226 人程度の減、それから所得割納税義務者で 214 人の減を見込んでこのよう

な減額の予算を組ませていただいたわけであります。

それから、法人町民税の減でございますけれども、これにつきましては、川口委員さんご承知のように、前年、平成 19 年 3 月以来だと思えるのですけれども、法人がやっぱり 5,000 万近い減額をお願いしました。その 1 社の企業が 18 年におきまして、外国税控除について、その関係で今年の 3 月補正では 2 億円近い補正増をお願いしたわけですが、その会社がちょっと 20 年度、どういう形で申告してくるか不明なものですから、その分は計上してございません。したがって、その 1 社に、夏までの場合、かなり法人税額が左右されるということで、それがやはり見込んでございませぬので、全体では川口委員さんのおっしゃったような形で、景気がちょっと横ばいというか、若干伸びているということではありますけれども、全体ではこの程度、若干減額というような形で予算を計上させていただきました。

それから、固定資産税の増でございますけれども、土地につきましては、現在でも若干評価額等が下落している状況であります。しかしながら、19 年度最終補正ですか、この段階で当初に比べて 4.3% 程度伸びておりましたので、それに近い数字で新年度の予算を見込みました。したがって、前年度に比べて 2.5% 程度伸びております。

それから、家屋ですけれども、これは花見台の工業団地内に 2 社の工場に増築があったために、前年度より 3.1% 程度の増額を見込みました。

それから、償却資産ですけれども、これにつきましては、前年度当初に比べますと 7.5% という伸びを見込んだわけですが、ただ 19 年度 of 最終補正額に比べますと、若干これは 3.8% 程度減額となっております。やはり設備投資が余り見込まれないために、19 年の最終補正額に対して減額で見込んだものでございます。

それから、軽自動車税ですけれども、もっと伸びないかというご質問ですが、前年度の当初に対しまして 2% 近い、約 1.9% 増額を見込んだわけで、やはり委員さんおっしゃいましたように、燃費のいい車を求めている方が多いということで、ガソリンもかなりここへ来てまた値上げということでございますので、状況によってはもっと確かに見込まれるかなという感じもしたので、予算計上の段階では 1.9%、金額にして 52 万 4,000 円ですか、こういった数字を予定させていただきました。

それから、たばこ税の減の理由ですけれども、これにつきましては、やはり厚生労働省等で健康被害が多いということで、喫煙者の減が原因だというふうに感じております。

以上です。

○清水正之委員長 渋谷登美子委員。

○**渋谷登美子委員** まず、16 ページ、17 ページなのですが、町民税の問題なのですが、全体的に嵐山町の総所得というのはどの程度に考えているのかわかりますか、予算的に。これを計算するに当たってはあるのだろうと思うのですけれども。

それで、固定資産税なのですが、花見台分というのはどのくらいになっているのか、伺いたいと思います。先ほどの大きな1社を除いているということでしたよね、これは。花見台分での法人税の固定資産税はどのくらいあるのかということです。

それと、すみません。法人税についても、花見台工業団地分はどのくらいになるのか、伺いたいと思います。

それと、固定資産税なのですが、新しい住宅が建設されて、結構幾つか新しい住宅が新築されているのですけれども、新たに住宅を新築されて嵐山町に入ってきた方で固定資産税というのが出てきているのかどうか、伺いたいと思います。これ今後の問題としても考えられることで。

それともう一つ、これは2社だけということで、新たな企業はもうそれ以上は2社の償却資産のみを含んでいて、新たな企業というのは、今は予算組みとしては考えていないというふうに考えていいのですね。

それから、81 ページになります。徴税費なのですが、税務課職員の給与が15 人分ということでした。この税務課職員というのは、滞納処理を行うために税務課の職員をふやしたという経緯があります。20 年度ではもうどの程度まで進んでいて、それでもう3カ年計画という形だったと思うのですけれども、そろそろおしまいなのかなと思っているのですけれども、どの程度までこの20 年度で予算を計上して、職員の仕事としてそれを割り振っているのか、伺いたいと思います。

それから、町民税の賦課事業になってくるのだと思うのですけれども、83 が必要になるのかな。税の申告システムというのは、前年度に比べて、これおもしろいなと思ったのですけれども、ふえたのか、ふえないのか、ちょっと微妙なところだなと思って見ていたのですが、システム的には変更があるのかどうか、伺いたいと思います。

以上です。

○**清水正之委員長** それでは、答弁を求めます。

それでは、中西課税担当副課長。

○**中西敏雄税務課課税担当副課長** それでは、渋谷さんの質問に答えま
す。

新年度予算が総所得で追って一緒にやっているかというのですけれども、実はこの予算を出すに当たりまして、所得も関係あるのですけれども、実は

課税状況という調べがあるのですけれども、それをもとに割り出します。課税標準を、前年の課税より課税標準額というのは、所得から控除を引いた残りの額で税額を、町の場合は6%ほどなののですけれども、そのベースで割り出します。大体所得段階がありまして、給与所得者、営業所得者、農業所得者、その他の所得者という形で割り出しているのですけれども、大体伸びが98%出てきます。それに課税標準をベースに98%の伸び率を見て、それに税額控除とか、調整控除を引いて税額を求めます。それが今回の予算額です。

それと、あと花見台の工業団地の関係なののですけれども、大体法人税が、花見台全体で法人税額は1億ちょっとなのです。1社の社長、課長も言いましたが、1社で大分影響されているのですけれども、そこよりも花見台工業団地よりも、その1社のほうが税額が少ないです。要は去年、今課長も言いましたが、一昨年ですか、3月に補正減、5月にやりましたけれども、その補正減出しても、予定納税が入ってこないのです。それで補正減したのですけれども。そうすると、予定納税が入ってこない、19年度は丸々1年決算が入ってきているのです。丸々1年の決算が入ってきているので、そこで1億ちょっとぐらい入っているのです。そうすると、その1億をベースに、また予定納税が半分減ってきている。約2億近く入ってきているもので、翌年は今度決算でどうなるか、ちょっとそれがわかりません。逆にカウントするような形も出てくる場合があるので。だから、見込めないというのは、それが見込めない、見込んでいないです。

それと、あと固定資産税については、先ほど2社と言いましたが、あとの固定資産税については、新築で家屋の税、家屋税が出るだけで、あとは償却である程度、新しく2社ができたので、償却は見込めないと思うのですが、あとの会社というのは、きょうの新聞でも設備投資がもう全然できていないという状態なので、その設備投資がどの程度になるかもわからないし、今償却というか、減価償却が今度99%までになったので、逆に見込めないような形になって、だから償却あたりもちょっと見込めないのではないかなと、そういう感じもします。

あとは、新しいうちが、新築の住宅ができますと、もちろん固定資産税がふえるのですけれども、ただ新築の3年間というのは、家屋は200平米までは半額なのです。その関係があるので、家屋については、固定資産税についても6分の1というぐらい、家ができると土地も6分の1安くなります。そうです。一番固定資産税が高いのは、更地の宅地と雑種地が一番高い、駐車場とかです。住宅ができると、逆に固定資産税は土地の分については安くなる。家屋については、新築から3年間はある程度の家ですともう半額の

税です。4年目からは取れるのです。そういった状態があるので、一概に家が建っても税収を伸ばすというのはちょっと危ないと思います。

あとはシステムですけれども、税のシステムは変わっていません、基本的には。ただ、ここでふえているというのは、固定資産税がちょっとふえているのですけれども、昨年評価がえの事業をやりたい。それが今度コンピューター作業の話なのです、入力作業と。だから、そういう意味ではかかわりがあったので、ちょっと去年は比較できない。その入力作業のもとで、逆に今年は引き下げていると、今年は下げている。そういう状況です。

私からは以上です。

○清水正之委員長 徴収のほうはいいですか。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、職員の体制について私のほうからお答え申し上げます。

今収税係が副課長以下、副課長を含めて5人体制で行っています。大変3年前になりますか、職員を増員をして、やはり収税の強化というのはかなり力を、全国的な話ですけれども、入れていくのが一番町にとっていいのかなということで体制を整えたわけです。その後、大変チームがいろいろ勉強をさせていただいておりまして、かなり成果が上がってきているというのが実情です。特に差押えというのは、以前余り行っておらなかったのですけれども、今は私のところへも結構、今回こうすることで差押えしますというようなものが上がってきております。したがって、体制を整えた結果、それなりの成果が出ているということでございます。ただ、まだまだこの滞納というのはかなり高額残っておりますので、現在の体制をこれからも引き続いてとって、できるだけ滞納が、いわゆる収税が引き続いていけるようにやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○清水正之委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 私は、単純に所得税とか、所得はどのくらいになるのだろうなと思って、ちなみに計算してみました。そうすると、これは参考に聞いてください。170億ぐらいになるのかなと思いました。単純計算です。

すみません。それで嵐山町ですけれども、町民税での高額納税者というのは、どのくらいの金額の方を予定されているのか、それでどの程度の金額になっていくのか、伺いたいと思います。

あと、固定資産税の関係なのですけれども、すみません。固定資産税の割合を、新規の住宅ができてというの、なかなか取れないというお話だったので、なかなか難しいのですが、嵐山町でいろいろ住宅地をつく

っています。その住宅地をつくっていて、そして新たに転居してくる方というのは、この固定資産税の部分で見るのが一番よいのかなと思ったのですが、別のところでも聞けるわけなのですけれども。それはやっぱり税務課では把握できないというふうに考えたほうがいいのですか。どうなのでしょう。そのところはわかりますか。

それともう一つ、税の滞納処分のことですけれども、私がちょっと見た感じでは、収入未済額が去年の段階で2,885万円ぐらいかなというふうに思ったのですけれども、もう少しあるのでしょうか。それとも毎年毎年ふえてきますから、収入未済額はどのぐらいなのか。それにあわせて、職員の何%ぐらい。その収入未済額に対してどの程度徴収して、それに対しての1人分の職員の費用というのかな、それとの経済効率的な部分を考えたらどっちがよいのだろうかというのを、私は常にそのことを考えるのですけれども、ほかの部分に回したほうが住民サービスがうまくいくような気もするのです。確かに徴収というのは、とても大切なことかもしれないのですけれども、逆な意味で言えば、サービス事業に今の人員の中で入っていけないという部分もあるので、その点についてどの程度の金額が収入未済額として残っていて、どのくらいまでを徴収していくか。それで、私はかなりいろいろな能力的にも、知識的にも蓄積したものがあれば、もうそろそろそういったものを少しずつ変えていってもいいのかなというふうに考えているのですが、その点の考え方を町長に伺いたいと思います。だから、金額的なものと別のものとあります。

○清水正之委員長 富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 それでは、滞納処分の関係の効果、費用対効果、これにつきましては、昨年の決算のときに、ちょっと額は忘れたのだけれども、申し上げたと思うのですが、十分その効果が出ていると説明をさせていただいたと思うのです。1人当たりの給与、賃金、それに見合っただけの税収が十分上がっているという、ちょっと金額的には忘れたのですけれども、こういった費用対効果は十分出ているという説明はさせていただいたと思います。それで現在、収入未済額がどのくらいあるかというのと、町税、町民税、固定資産税、軽自動車税を合わせて18年度決算で2億5,219万5,260円、これが収入未済額でございます。それから、高額納税者につきましては、中西副課長のほうからご説明いたします。固定の顕著なものの把握ということなのですけれども、これにつきましては、やはり新しくうちをつくった人が必ずそこへ住むとは限らないです。それを実家の人に貸してしまったりとか、そういった場合もあるので、ちょっとその人数的にはうちのほうでは把握はしておりません。

○清水正之委員長 次に、中西課税担当副課長。

○中西敏雄税務課課税担当副課長 それでは、高額納税者をどのぐらい見ているかということです。

実はさっき言ったとおり、そのベースが課税状況ということで、個々に出しているのではなくて、個々の積み上げを全部給与所得者、営業所得者、農業所得者、その他の所得者という形で、それを全体をその中から所得から控除を引いて課税標準額を出して、そこから税額を新しい予算を求めているので、ちょっと高額納税者はどのぐらい納めるかは、ちょっとわからないです。

それと、今回の予算の中には、土地の譲渡は全然わからないので、土地の譲渡者、その人たちがどの程度いるかで補正増等ができると思います。

以上です。

○清水正之委員長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 職員体制のことですけれども、もうそろそろいいのではないかというお話ですけれども、今言ったように、課税されていて、それがいただけないというものがある以上、いつまでもやっぱりやっつけのける町という基本的な考え方です。それで、これ全国的なことですけれども、町長研修みたいなところに行きますと、北海道から九州まで、何を見ても今一番困っているのは、その収納率が下がっているということなのです。収納率をいかに上げるか。それにはやっぱりどこも職員の努力にかかっているということで、体制を強化をしていく。それと、市町村をあれするには、自主財源の確保といろんな産業の振興、ここの両面を収納率の確保と産業振興によって、自分のあれを上げていく、この2つをどこのところでもそんな話をしております。それで嵐山の中で、費用対効果というようなお話がありますけれども、やはり課税をされたもの、そしてその税というものをどうとるか、とらえるかということにかかっているわけですけれども、それをいただく、お預かりするというのが行政の大きな責任でありますし、それは100円いただくところを1,000円かかったりしても、やっぱりやらなければいけないというふうに考えます。これからも今までどおりの体制で続けてやっていきたいと。

○清水正之委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 収入未済額なのですけれども、特別土地保有税などもまだ入って、その収入未済額が2億5,000万になっているのか。具体的には固定資産税と個人町民税、法人町民税、どこら辺が一番収入未済額として多いのか、伺いたと思います。

○清水正之委員長 富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 やはり収入未済額で多いのが特別土地保有税の関

係が多いです。

○渋谷登美子委員　そうです。全然違うじゃない、話が。話が違うじゃない。

○清水正之委員長　ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員　16 ページなのですが、町税の固定資産税の中の国有資産等所在市町村交付金及び納付金なのですが、これは3月 31 日現在の固定資産についてということなのですが、かなり 414 万 1,000 円ということで突出してふえているのですけれども、どのようなものが基づいてやっていっているのか、お尋ねします。

○清水正之委員長　富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長　それでは、青柳委員さんのご質問にお答えしますけれども、交付金及び納付金の関係ですけれども、これがふえたのは、工業団地内に2企業が県の土地を借地として保有している会社がございまして、この分が 20 年度、約 450 万円ほど見込みました。それから、ご承知のように、郵便局が昨年民営化されまして、その分が 20 年度は 44 万 1,000 円程度減額ということで、プラス・マイナスで 414 万 1,000 円の増ということがあります。

○清水正之委員長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○清水正之委員長　質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。では、2時半まで。

休 憩 午後 2時21分

再 開 午後 2時30分

○清水正之委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、政策経営課に関する部分の質疑を行います。

どうぞ。

川口浩史委員。

○川口浩史委員　18 ページの自動車重量譲与税ですが、これ 100 万超えていますけれども、この理由を伺いたいと思います。それと、その下の地方譲与税の減額の理由です。

それから、次の 20 ページの地方特例交付金に今度新規で減収補てん特別交付金ができただけです。これはどの程度続くのか、今後もずっと続くのか、お尋ねしたいと思います。

それと、22 ページの地方交付税なのですが、4,600 万円余りが減額に

なったということで、そのとおりなのです。町民税も見ていたから仕方ないのかなとは思いますが。ただ、地方再生対策費というのが今度できたわけですね。東京、愛知なんかの法人事業税を削って税金に回すということで、全国で4,000ということです。当然これは嵐山にも当てはまると思うのです。人口、第1次産業、それと森林なんかを持っているところというのはつくというので。この地方再生対策費というのが一体どのくらい来ているのか、伺いたいと思います。

それと、あわせていって、ちょっとどこだか、ちょっと変わりましたので、わからなかったの伺いたいのですが、ふるさと納税という項目がなかったように思うのです。これ後で教えていただければ。教えていただきたいと思えます。

それから、66、67の広報「嵐山」の件なのですが、去年が313万4,000円ということでありまして、今度は若干減っています。4月号を見ましたら、カラーになっていて、私はこれふえるのかなと思ったのですが、逆に減っているというのをおやと思ったのですが。カラーで1ページ当たりの単価が減ったということになったものなののでしょうか。ちなみに昨年1.35ということで.....

それから、74、75のコミュニティ推進事業なのですが、その地域コミュニティ事業補助金ですが、去年から10万円減でとどめていただいたということで、地域の人にも引き続いて、この活動補助金を活用してコミュニティが進むのかなと思うので。当初の考えでは、今年あたり、昨年あたりからですか、もうなくすような話でしたが、これは続けていくということで理解してよろしいのか、伺いたいと思います。

以上です。

○清水正之委員長 それでは、答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

まず、この18ページの自動車重量譲与税の関係でございますけれども、これが100万円減になったということでございますが、これにつきましては計算式がございまして、17年度の決算額分の18年度の決算額で、率がありまして、それでやりますと0.986948291になるのですが、これに前年度の8,400万円を掛けまして100万円減するというものです。県のほうからそういう方程式が指示されますので、その方程式に基づいて計算しますと100万円減になるというものでございます。また、地方道路譲与税につきましても、17年度の決算分の18年度の決算でありまして、率を出して19年度の当初予算の額に掛けるという方程式がございまして、これでやりますと、こ

れが100万ずつ減ということになります。

次に、20ページの9款地方特例交付金でございますけれども、この中の減収補てん特例交付金300万円でございますが、これにつきましては、住宅減税を所得税でやっていたものが、今度本年度から住民税に変わるということで新たに設けられたものでございますので、当分の間は続いて出ていくのかなと思っております。

次に、22ページの地方交付税の関係でございますけれども、地域再生の費用として、国が4,000億を用意しました。それで、そのうち市町村分として2,500億でございます。国の記した表でいきますと、嵐山町でいきますと8,100万円ぐらいの割合になるのですが、最終的に嵐山町の方法基数が高いものですから、4,100万円が基準財政需要額に入れることができました。ただし反面、今度は交付税の基準財政需要額の中で個別算定経費を1%減額しなさい、そして包括算定経費を2.5%減額しなさいという、経費を落とすのが来ました。それが3,840万円でございます。そうしますと、4,100万円の需要額増に対して、その率で落とした分が3,840万円でございますので、差し引き需要額が伸びたのが260万円ぐらいになってしまうということでございまして、この地域再生については、特に財政が厳しい市町村ということでございますので、そういうところにはかなりの割合で基準財政需要額に入っていきますけれども、嵐山町の場合ですとほとんど余り効果はない、若干はあった程度でございます。

次に、ふるさと納税につきましては、まだこの制度はできておりません。お話は出ておりますけれども、まだその制度は成立していないかと思えます。

次に、66ページの広報紙の関係でございますけれども、これについては4月と秋のときに観光協会さんに表紙を応援していただくということで、費用については観光協会さんで負担をしていただく。ですから、町の広報費の費用については、それについてのカラーの分の増額はないというふうにご理解いただければと思います。

次に、74ページの地域コミュニティ事業の関係でございますが、これについては、3年のサンセット方式でやっております。あと2年目のところが4地区、3年目の地区が4地区でございます。それで20万円のところが4地区ですから80万円、それと10万円のところが4地区ですので40万円ということで120万円、それに新たに今度は、新たにまた地域コミュニティ事業の要綱を見直しまして、今度は3年でやっていくということで、1地区補助の限度額10万円で補助率7割で事業を展開していきたいということで、当初で13地区を予定しておりましたお金が130万円、合わせて250万円を今回予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

○清水正之委員長 川口浩史委員。

○川口浩史委員 地方譲与税、これを言われなくてもしょうがないのですけれども、どうですか。そういう検査の関係なのですか。当然重量税、車検のときですとか、あと新車買ったりわかるわけですけれども。やっぱり先ほども申しました、先ほどというのは、軽が今ふえているからこういう傾向になるのかなと、そういう答えが返ってくるのかなと思ったのですけれども。今後の見通しではなくて、過去の決算の計算でやるということなのです。ちょっとそうすると、間違いが出てくるのではないかな、間違いというか、結果に。やっぱり見通しというものを持たないといけないかなと思ったのです。ただ、そういう計算式が国、県からも来ているという部分では、もうしょうがないのですけれども。何か担当課としてそういう見通しも持った計算が必要ではないかと思っているのかどうか、伺いたいと思います。

それと地域コミュニティ、75 ページですが。そうしますと、ずっと当初からやってきた地区というのは、10 万円でいただけるという理解でよろしいですか。ちょっとその 10 万円前後で7割ということで、この7割の意味がちょっとわからなかったのですけれども。もう一度お願いしたいと思います。

○清水正之委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

地方譲与税の関係でございますけれども、これにつきましては、毎年来ておりますので、担当課でも納期、何月と何月と何月にこれが入ってくるとわかっております。その前年実績、予算に対してどのくらい来ているかというのも計算してございます。そうしますと、基本的には 17 年度決算分の 18 年度の決算掛ける 19 年度の当初予算額で計算しますと、ほぼ毎年同じぐらいの額になってまいります。これについて若干落ちておりますけれども、最終的には国のほうの総額が決まらないことには、これは国が取った税金を市町村に配付しているものですから、町では国で取った税金がどのくらいになったかというのが最終的にしなければ、市町村の納めていた、市町村が取れる割合がわからないということになりますので、ある程度、不確定要素もありますけれども、ほぼ前年並みぐらいの収入は確保できるのかなと考えております。

それと、74 ページの地域コミュニティの関係ですが、補助率7割でございます、上限 10 万円ということでございます。ですから、14 万 2,000 円の事業をやっていただきますと、10 万円の補助金が出るというふうにご理解いただければと思うのですが、よろしくお願いいたします。

○清水正之委員長 ほかに。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 この20年度の予算に係る道路と固定財源の歳入の部分、どのようなものがあるかということと、それからそれも歳入の中に入っているのですけれども、地方交付税のうちの道路にかかわる公債費の返還分で元金分と利子分とあるのかなと思うのですけれども、それが道路にかかわる分というのはどの程度あるのかということと。それから公債費、208ページの今度逆に歳出のほうの公債費です。歳出のほうの公債費に係る道路関連の費用の中で、やっぱり道路特定財源として入ってくるものがあるのかどうかというのをまず伺い、あったとしたらどのくらいなのか、伺いたいと思います。

それから、住民の税情報システム運用管理事業というのがあります。65ページで住民情報・税情報を処理する電算システムの運用にかかわる経費なののですけれども、これは具体的に言えば税務課ではなくて、去年もそうだったみたいなのですが、政策経営がここの部分で税情報のシステム運用管理事業を行うということが、ちょっといま一つわからなくて、それでそれは金額的には100万ほど増額になっていますけれども、その理由を伺いたいと思います。

70ページなののですけれども、アイプラザの事業なののですが、アイプラザに関しては、今までは観光協会のほうに委託していたわけなのですけれども、それが全くなくなってきて、今度観光事業というのは、観光案内事業というのをアイプラザで行わないのかということと、それとこれは直接政策経営課にはかかわらないのかもしれないのですけれども、地域ふれあい事業の中で、若干でも障害を持つ方のほうに費用を回して、その部分でやっていくのかという点を伺いたいと思います。それで、清掃委託料に関しては、これも障害者の団体に出すということなのか、それを伺いたいと思います。

それから、あと90ページになります。新規の事業として、経済センサス調査事業というのが出てきたわけなののですが、これはなかなかおもしろい事業かなと思うのですけれども、これと産振とのかかわりというのはどういうふうになっていくのか、伺いたいと思います。

それと、210ページです。これちょっとわからないほど大きくなって.....一時借入金利子償還事業ですけれども、一時借入金を一応どの期間、どのくらいの金額で行う予定なのか、伺いたいと思います。

ちょっとすみません。それで、戻って36ページになります。県地方分権推進交付金、これ政策経費です。交付金なののですけれども、これを見ていると、平成19年度移譲率71.6%ということでした。平成20年度はやっぱり71.6%の形で進むということで、県から権限を移譲されるものは予定さ

れないということなのかどうか、伺いたいと思います。

以上です。

○清水正之委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

まず、道路特定財源の関係でございますけれども、嵐山町では全体で2億2,100万ほど道路特定財源になっております。自動車重量税、自動車取得税、あと地方道路譲与税、これについては道路特定財源から来ております。そのほか道路特定財源で来るものは、まちづくり交付金の事業につきましては、12.6%が道路特定財源で来ることになるかと思えます。あと、臨時地方道整備事業ということで、昨年、川島のところに補助金をいただいているかと思うのですけれども、川島唐子線、ああいうものにも道路特定財源というものは補助金の中に含まれてくるということでございます。ですから、一般的なものについては、国の補助申請した道路でないと道路特定財源というのは来ませんけれども、先ほど申し上げました地方道路譲与税とか、自動車重量税、所得税等については、そちらから来ております。これ国の分と地方のほうに分かれております。

あと、交付税の関係のお話があって、その中で公債費の関係でございますが、嵐山町では公債費の関係で20年度の費用として2億3,196万9,000円ほど基準財政需要額の中に入っております。そのうち道路橋梁で2,462万8,000円でございます。その他の土木事業で2,356万8,000円ほど入っております。このようなものが道路の費用として補正の中に入ってきております。

それと、あと65ページの住税情報の関係でございますけれども、これにつきましては、担当課が1課の場合のものについては担当課でこれをやっております。2課以上にまたがるものについては政策経営課のほうで、ですからこの住税情報については、戸籍の関係の情報、税の関係の情報、両方が入ってきますので、こういうものについては政策経営課でやっております。ですから、戸籍だけの事業であれば町民課ということになります。

それと、100万円の増の関係につきましては、昨年度、後期高齢者のシステムの管渠を7カ月間借りていましたけれども、本年度が12カ月分になりますので、100万円のグループについては、後期高齢者分のシステムの関係でございます。

あと、アイプラザの関係で観光協会の委託の関係につきましては、今観光協会さんでやって、アイプラザでやっています事業については、そのまま引き継いでやっていきたいと考えております。ですから観光協会、農産物直売所の販売とか、あとバスの回数券とか、そういうものもすべて今までどお

りやっていきたいと考えております。

あと、清掃については、障害者団体でお願いするのかということですが、嵐山町では障害者団体の方々に4カ所ほど清掃委託しておりまして、橋上駅舎等につきましても、障害者団体の方々にやっていただいております。アイプラザの中の窓ふき等をしたものについては月に2回ですので、それについてはやっておりませんが、連絡通路については障害者団体がやっていただいて、まとめに施行の業者が一回きれいにやるということですのでやっておりますので、そういう団体、4カ所ほどお願いをして、嵐山町ではやっております。

あと、90 ページの関係でございますけれども、これにつきましては、新規でございまして、まだ調査が21年度の調査になります。20年度では調査区の設定をするということになります。調査区の設定をするわけですが、まだ細かい説明会等が開かれておりませんので、内容的にはまだ、やることについては、事業所及び企業の活動状況を調べるわけですが、全体をやるのか、抽出でやるのか、その辺についてはまだこれからになるかと思っております。産業振興課との関係でございまして、統計調査につきましては、工業統計にしても、すべて統計調査のほうでやっておりますので、国、県の委託につきましては、すべて統計調査は政策経営のほうでやるようになるかと思っております。資料提供等についてはすべてできるかと思っております。

あと、210 ページの一借の関係でございまして、これについては、365 分の 50 日掛ける2億円掛ける2%掛ける 365 分の 50 日を一借分として 54 万 8,000 円を予算計上してございます。

地方分権の関係につきましては、役場全体の課にかかわるものが多いわけですが、それぞれの担当課で移譲を受けるかということとをまず話し合いをする予定にして進めるわけですが、20年度は3件を移譲をしていきたいと考えております。

すみません。地域ふれあい事業の関係でございまして、これについては、どこの地域ふれあい事業だか教えていただければと思うのですが。

○清水正之委員長 では、答弁されませんので、質問してください。

○渋谷登美子委員 嵐山郷の障害者の方とフレンズの方が来るはずだったので、その経費というのはそちらの部分で入っていくのかなと思ったのですが、地域ふれあい事業の中で、嵐山郷とフレンズの人がアイプラザで仕事をなさることなので、その部分で経費というのはある程度任せていくのかなと思ったのですが。

○清水正之委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 地域ふれあい事業につきましては、97 ページ

の事業のことでよろしいですか。これにつきましては、小川町と嵐山町からこの嵐山郷さんに行って、ここで創作活動等を行っている方々なのですけれども、この方々とはまた違う嵐山郷さんの入所者の方とフレンズさんに来ている人があそこでアイプラザでやるわけです。費用については、基本的にきのう嵐山郷さんと再度打ち合わせをしたのですけれども、朝8時まで6時まで、夕方6時までやるということにほぼ決まりました。それで、体制も6人を採用してやっているということなのすけれども、実際には指導員さんは7時から7時までやっている。ただ、アイプラザでやる時間は朝8時から夕方6時まで、後片づけ等がありますので、指導員さんは7時までとの採用をしているということでございまして、費用については、そこに指導員さんを、障害者の方々の自立支援のために、それだけのある程度の費用が障害者自立支援法のほうからも出てくるかなと思うのですけれども、それ以外については嵐山郷さんのほうで持っていただくようになるかなと。よろしいですか。

○清水正之委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 アイプラザの関係のことでとても気になっているのですが、1つは今までと同じように観光協会の方が週に何回か入ってくる、毎日入ってくるのかどうかわかりませんが、今までのやり方ですと10時から3時まで1人か2人入ってくるということです。観光協会さんのほうのお金でそれは入ってくるということです。アイプラザのほうは、光熱費などは全部嵐山町で出すけれども、その他の部分に関しては嵐山郷さんのほうですべて持つということになってきます。そうしますと、町としてはとても経費がかからなくてよいということになるわけですが、逆に言えば障害を持つ方のほうの自立支援法のほうでその金額が賄えるのかという部分が、私はちょっとこの予算では見えてこないなと思ったので、そのところはちょっと確かめたいのですけれども。平成19年度は100万円ぐらい観光協会のほうに委託費として出していました。それがなくなって、それでもなおかつ観光協会のほうからは人員を出してくるのです。ということになります、平成20年度は。そのところがわからないので。その観光協会の人が入ってこないで、それをフレンズの人と、それから嵐山郷の人がそのところを賄って、今のアイプラザの施設の借りることとか、すべてのこともやっていくのはかなり厳しいなと思うのですけれども、そのところは、はっきりさせていただきたいのですが。

○清水正之委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 まず整理させていただきたいのですが、アイプラザには観光協会は今度は一切関係なくなります。ですから、そこは喫茶店としてやっていきたいと思いますということなのすけれども。それで、まずただし、

今まで観光協会さんでやっていた事業も、ほぼ全部をそのまま引き継いでいくということになります。それで、観光協会さんに勤めていてアイプラザにいた方については、今嵐山郷さんで面接をしております、合格すれば、そのまま3人の方は働いていただくようになるかなと思いますので、今までやっていた観光事業についても、そんな問題なく対応はできるかなということでございまして、あそこにかかわる人が嵐山郷さんで指導員さんが6人かかわってくるかなと思います。それと、あとフレンズさんのほうから1人ぐらいの指導員さんが、フレンズさんが何日出てくるかわかりませんが、1人か2人指導員さんが出てきてやるということになる。フレンズさんの指導員さんの費用なんかについては、町から費用は行っているわけですから、その人がアイプラザに来て、フレンズさんのところにいて、その障害者の方を見ても、そんなに費用のかかわりは、かかわってこない。今も見ていますから、それが喫茶コーナーをしながら、障害者の方が生きがいを持ってコーヒーを出したりするのを指導しながらやっていくということになります。嵐山郷さんでは2人の方が、ですからローテーションで1日4人の方で1日を回るのか、6人の方で1日を回るのかはこれから、そういうものについては嵐山郷さんで考えていただくということで、嵐山郷さんのほうで今検討をさせていただきます。

先日まで補正予算のときに嵐山郷さんで170万ほどの備品を買うということでお話をしたのですが、きのう嵐山郷さんのほうからまた議会が終わりましたので、工事等にかかりますということを説明しまして、きのう来まして、嵐山郷さんの中で考えていて、カーテンをつけたりとか、あとトータルコーディネーターを入れていきます。その中をコーディネートさせてやるということで。ですから、今まではインターネットで安いテーブルを買ったりとか、というのを考えていたのですが、そうではなくてちゃんとしたものを買ってやりたいということで、再度、今嵐山郷さんでは検討が始まるということでございます。ですから、経費については、今まで100万円町が払っていたものについてはお支払いはしない。あと1つ問題がございますのは、今度建物を貸すわけですから、賃貸料をいただくかどうかを今検討をしていることなのだと思うのですが、これについてはまだどのぐらいの収入が上がってくるかまだ決まりませんので、その辺については当初予算の収入を見てもいいかもしれませんが、ぜひご理解いただければありがたいと思っております。

以上です。

○清水正之委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 障害者自立支援法の問題もあると思うのですが、私のが今のアイプラザの仕事内容を見ていると、決して楽なものではないというの

は感じているのです。売買があります。売買があって、そしてその会計もあります。それがきのう3人の方がすべて指導員に入ったとして、合格したとして、それでもってクレヨンで仕事をしていらっしゃる方というのは、決して軽い障害を持つ方ではないというふうに見ているのですが、かなり厳しい状況になってくると思うのですけれども。嵐山町はそれに関しては、全くの費用の委託費というのは出さないということなのです。その施設の.....少なくともアイプラザの施設のこともやるわけです。奥の施設の賃貸ですと、多少はあると思うのですけれども、それも行って、そしてなおかつ観光事業も行って、多分観光事業というのは、ここに行くのにはどのようにしたらいいですかとかいうふうなことに答えるわけです。お客さんが来て、そして若干の話し合いということもするわけですが、見えてそれほど楽な仕事ではないだろうなというふうに考えているのですが、それはすべて障害者自立支援法のほうで賄っていくという考え方で、さらに農産物のものも売っていくということなのです。私はちょっとかなりハードな仕事を押しつけているように思うのですが、その点はどのような考え方を持っていいらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○清水正之委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 確かに厳しい点もあるかと思います。なごみ、やすらぎのほうの喫茶に私もたまに行っているのですけれども、障害者の方々がコーヒーは指導員さんが入れて障害者の方が持ってきて置いていただいている、それを飲んでくるのですけれども、そんなに障害者の方もかなりあそこで楽しみながら仕事をやっている感じはします。ただし、指導員さんも大変な面もあるかと思いますが、ただ喫茶コーナーも果たしてどのくらい来るかということからまず考えて言いますと、指導員さんは2人いればとりあえずは大丈夫かなというふうには思っているのですけれども。例えば農産物直売所のほうは、大体朝8時から9時には販売終わってしまいますから、喫茶コーナーが始まるまでに、大体は1時間で売れてしまっ、あとはお昼ぐらいまで売れていますけれども、大体1時間で売れてしまうという話でございいます。ですから、町としては、嵐山郷に無理にというのではなくて、できますかということについて、今それでできますよということで進んでおりますので、もうしばらく様子を見てみたいと思っておりますが。

以上です。

○清水正之委員長 ほかに。

吉場道雄委員。

○吉場道雄委員 2点ほどお伺いしたいと思います。

22、3ページですか、広域路線バスの関係なのですか、この事業

が始まって2年近くたったと思いますけれども、この広告料ですか、3路線どのようになっているか。また、当初広告料の関係で積算したと思うのですけれども、どのようになっているか、お伺いします。

また、次のページなのですけれども、アイプラザの関係なのですけれども、この利用方法、特に申し込みの時期なのですけれども、中には1年前から準備をしたり、計画している人もいますので、そのようなときにはどのように対応しているのか、答えてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○清水正之委員長 それでは、答弁を求めます。

岩澤政策経営担当副課長。

○岩澤浩子政策経営課政策経営担当副課長 まず、22 ページの路線バスの関係なのですけれども、この広告料につきましては、当初 100 万ほどの収入があるというふうな形で見込んでおりましたけれども、実際には全くそういった収入は入ってございません。何とかしてこの辺に入ってくれば、町の負担の軽減になりますので、そういった形はとれればというふうには思っておりますけれども。そうしまして、バスの業者さんのほうにも営業活動をしていただくように再三お願いをしているところでございます。町でも昨年度、商工会を通じまして、会員の方々にチラシをお配りした経緯もございますけれども、なかなか手を挙げていただけないというのが現状でございます。

それから、アイプラザの利用方法につきましては、昨年7月だったでしょうか、利用の方法の見直しを行いまして、3カ月前までの予約ができるという方法でやってまいりましたけれども、中には確かにいろんな催し物を行う際に、3カ月では間に合わないというようなこともございまして、ちょっとしたトラブルもございました。できましたら、町のほうでも臨機応変に対応してまいりたいと思いますので、その辺はご相談していただければというふうに言っております。

○清水正之委員長 吉場道雄委員。

○吉場道雄委員 路線バスの関係なのですけれども、当初は 100 万の収入を見込んでいたということでございますけれども、実際はゼロということなのですけれども。私がちょっと調べたところによりますと、隣町ですか、ときがわ町があります。旧の玉川裏なのですけれども、そこのある業者さんが、そこでイーグルバスがあと1本路線通っているわけなのです。その路線バスなのですけれども、旧の玉川裏を回りまして、小川駅から、ちょっとここと言ってしまいますけれども、20 万ですか、嵐山町の車体広告料というのは 60 万なのです。ちょっとその業者さんにも聞きましたら、60 万ではこれではできないよということなのですが。これは 20 万ということは、初めはそういう設定だったのかもしれませんが、イーグルバスとの協議の中でこういう金額を

設定してもらったということなのです。また、商工会さんなんかともイーグルバスさん等を含めて話し合いをしながら、お互いにいい方法で持っていくということなのですけれども、嵐山町も商工会、また工業会、またときがわさんともありますので、ゼロではなく金額を下げてもいいから多いほうを持っていきたいと思います。

あと、この製作費なのですけれども、40 万かかったそうだけれども、これだけかけて製作するわけなので、車体とともに、だからその業者に多分車の消耗まで長い年月いくと思いますので、いろいろ協議しながらうまい方法でいってもらいたいと思いますけれども、その1点お伺いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○清水正之委員長 岩澤政策経営担当副課長。

○岩澤浩子政策経営課政策経営担当副課長 ただいま吉場委員さんのほうからありましたイーグルバスの 20 万というふうな広告料の関係なのですけれども、これにつきましては、現在はこの路線をイーグルバスさんで行っておりますけれども、その前の業者さんがその路線をやっておりまして、そのときにその 20 万というふうな料金設定ができたというふうに聞いております。その後、イーグルバスのほうで引き継ぎまして、バスのほうも、そのラッピングをした広告料ですけれども、そのバスごと譲り受けまして、それで行ったというふうな形をとっております。価格の設定というのは、20 万ということで、前の業者さんが 20 万だったということで、ときがわ町とのかつてのお願いというか、そういう形で 20 万をそのまま継続したというふうな特例といえますか、特別な例というふうに伺っております。

それから、その料金設定、確かに今イーグルバスのほうから提示いただいております料金は、嵐山町は 60 万ということになっているのですけれども、都市部に行くほど高くなっているような傾向でございまして、ただこの価格については、イーグルバスさんのほうも相談に応じてくれるというふうに聞いておりますので、交渉の仕方によっては、この金額も落ちるのではないかなというふうに思っています。

それから、ラッピングの関係なのですけれども、ラッピングの 40 万というのは、やはりどういったデザインをするかによって価格は違ってまいりますので、この辺はその業者さん、バス業者さんとはまた別になると思うのですけれども、そちらの業者さんとの相談の中で簡単なデザインであれば、安い形でできるのかなというふうに考えております。

以上です。

○清水正之委員長 吉場道雄委員。

○吉場道雄委員 では、再度お伺いします。では、一応要望だけで。

イーグルバスさんと業者さんで、実際に 20 万という設定でやっているわけですが、嵐山町では 60 万というところかなり高額だと思います。だから、商工会とまた工業会、またときがわさんのほうとも話し合っ、こういう特別でやっているところもあるのだということを話してもらい.....お互いによければいいわけだと思いますので、少しでも宣伝広告料ですか、広告料のほうでも上げてもらえたらと思っております。

また、この間の強風のときに、私嵐山病院から三郷のほうまで帰ってきたときに、バス停を見て幾つ倒れているかなと思ったら、大体5～6カ所倒れておりました。5～6カ所というと、大体3分の1だと思います。町内を考えると3分の1だということは、かなり多い数が倒れていたのではないかなと思っております。そういうところも風にも気を配ってもらって、業者さんにもそういうことがあったということをお願いしたいのですけれども。

以上です。

○清水正之委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○清水正之委員長 よろしいですか。質疑がないようですので、政策経営課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。では、おおむね 10 分間。

休 憩 午後 3時17分

再 開 午後 3時29分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課及び会計課に関する部分の質疑を行います。

どうぞ。

河井勝久委員。

○河井勝久委員 1点質問いたします。

68 ページ、69 ページですけれども、行政バス運行事業ですけれども、行政バス、今行政なのですけれども、このバス、一体これもうどのくらいの使用年数がたっているのでしょうか。それで、今行政バスも大型バスでなくて中型バスに切りかえているところかなり多くなっているような感じも受けるのですけれども、いずれ少人数というのですか、中人数での利用でいきますと、大型バスがもろ過ぎたような感じもあるような感じもするのです。そういう面でいきますと、既に耐用年数後にまた大型にするのか、あるいは中型に切りかえるのか、その辺のところの考え方をちょっとお聞きいたします。

○清水正之委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 行政バスでございますけれども、平成 12 年7月のカ

ウントでございます。なお、大型か中型かと、こういう検討をしたのか、あるいは今後する考えはあるのかということでございますけれども、現在のバス、それ以前のバスを今の40人乗り、42人でしたか、こういう形でできています。近隣の市町村も大体同様のバスを持っているというようなことがあります。この河井委員さん、一般的な利用団体の数がこんなにいかないのではないかという、そういうふうなご懸念からご質問だと思いますけれども。このうちの現在までで139回使っています。そのうちの有料、任意団体等にお貸ししているのが68回、その他、各学校の授業、あるいは公民館の活動、こういったもので71回ということでございまして、平均どのくらいの人数が乗っているかという把握はしてございませんけれども、学校や何かで利用する場合は、そのクラスの人数によって、大体先生方も一緒に乗ると、かなり今のが適正なのかなというふうな感じもしますけれども。複数行政バスを持っているところは、40人乗りと20人乗りとかというふうなこともあるようですけれども、嵐山については今のところは適正だというご判断のもとに購入してきているというふうに考えております。

以上です。

○清水正之委員長 河井勝久委員。

○河井勝久委員 そうすると、平成12年7月に入れたということでありまして、まだ耐用年数からしても、かなりあるのだらうと思うのですが。その後、例えば利用頻度なり、あるいは利用者の形によっては、検討する課題ではあるというふうに考えているのです。例えばこの中でも委託になっているわけですから、対費用の関係で若干変更が、そのぐらいはあるのかどうかもちよっと聞きたいと思います。

○清水正之委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 この委託料の内訳になるわけでございますけれども、これにつきましては、委員さんからお話がございましてそのバスの購入費を耐用年数で除して出していく基本固定費というのがございます。これは11年を見込んでおります。それと、その間の車検代ですとか、保険代ですとか、消耗品類の交換の維持管理費ですとか、こういったものを見込んだほかに運行実費ということで、1回当たり7,240万、それから燃料代です。それと運転手さんが8時間を超えた勤務時間にかかる、その時間外勤務手当、こういうものを見込みまして、ここにございますような813万5,000円というふうになって予算の見積もりをしております。

以上です。

○清水正之委員長 ほかに。

吉場道雄委員。

○吉場道雄委員 157 ページの防災費についてお伺いします。

防災訓練なのですけれども、いつごろこの会場で、どのくらいの規模で、わかれば公表で教育団体のほうも教えてもらいたいと思います。また、次の防災無線なのですけれども、広報なんかでも、4月1日で防災行政無線が放送内容が変わるということで知らせてありますけれども、次の 159 ページの蓄電池交換業務委託ですか、それと機構点検業務委託の内容を教えてくださいのですけれども。

以上です。

○清水正之委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 防災訓練でございますけれども、全町にわたるような大きな訓練は、平成 13 年 11 月以来でございます。それぞれの地域ですとか、あるいは大規模な山林の火災訓練だとか、七郷地区の訓練ですとか、個別の訓練をこれまでも毎年行ってまいりました。大きな訓練は、昨年地域防災計画を全面的に改定をしたと、こういうふうなこともございまして、新年度に実施をしようということで準備を進めてまいりました。そういったことございまして、訓練の内容につきましては、当然地元の消防団、それから比企広域の消防本部、あるいは県防災いろんなところと協議をしながら計画を立てていきたいと考えています。時期は秋を考えております。場所につきましては、平成 13 年 11 月のときが、この役場の庁舎を使いまして、東上線の北側の地域が対象でございました。今度は東上線の南側の地域を対象にして実施をしたいというふうに考えております。具体的な内容は、今後詰めていくような形になると思います。

それから、防災行政無線の関係でございますけれども、ここで委託料をかなりお願いをしております。これは新たにお問い合わせするものでございまして、1つは屋内の拡声子局が 54 あるわけでございますけれども、これにつきまして、蓄電池が平成 14 年度に交換をしたまま現在までできていると。蓄電池につきましては、メーカーの保証耐用年数が3年でございまして、これをまず交換をすると、その費用が 178 万 5,000 円。もう一つございまして、これは昨年の防災行政無線の保守点検を業者にお問い合わせをしておるわけでございますけれども、その結果、スピーカーですとか、ケーブル、アンテナ、これらの金具の緩みやさび、損傷がだんだん、平成4年ですから、16 年経過しているわけですけれども、大分ひどい。これが欠落をして、場合によって、下を歩いている人の頭に当たると、そういうふうな危険も考えられるというふうなご指摘がございまして、これ初めてになるわけでございますけれども、これを点検をして、そういうような問題があれば、その部分を修繕をするというふうなことでございます。その費用が 110 万 4,000 円ということでご

ざいまして、この2つが20年度、新たにお願いをしている委託料ということでございます。

○清水正之委員長 吉場道雄委員。

○吉場道雄委員 防災訓練の関係でございますけれども、今までの防災計画で2年に1回防災訓練やっていることを、私は伺っていたのですけれども、今回8年ぶりですか。8年ぶりということは、私がここにいますと、8年前というと、消防団長やったときかなと思うのですけれども、私何か不都合があったのかなと思っているのだけれども、どうして今まで2年間ごとにやっていなかったのかということで、これからまた2年間後課のほうには防災計画を考えているかどうか、お伺いします。

○清水正之委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 新しい地域防災計画には、防災訓練というのは、これは当たり前のことでございまして、何年に1回やるというふうな、今度の見直したのものにはございません。今委員さんおっしゃられるのは、見直す前の、恐らくそういうことがあったというふうなことだというふうに思います。これは毎年心がけて考えてはきているのだと思いますけれども、その年々、さまざまな年に昨年の場合は地域防災計画の見直しですとか、あるいは選挙や何かも兼ねてあったり、その前の年は大規模山林火災訓練というふうな、嵐山町が県の当番というふうなこともございましたし、いろんな理由があって、中央会場を使った全町的な防災訓練はできないでしてしまったということで、結果でございまして、全く考えないでいたわけではございませんで、いろいろ計画はしたのですけれども、なかなか実現ができなかった。そのかわり、各地域でそれぞれの地域でやっていただいています防災訓練を町のほうでも応援をさせていただくというような形でやってまいりました。今後は、中央会場を使った防災訓練も定期的な実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○清水正之委員長 吉場道雄委員。

○吉場道雄委員 今やっぱり温暖化の影響で、自然災害が全国的に猛威を振るっていると思うのです。また、やっぱりいつ災害が起きるかわからないと思います。消防団のほうでも、分団のほうは毎年これやっていますけれども、また地域でもこれで各地で防災訓練を始めましたけれども、防災意識を高める意味で、2年に1回ぐらいは全町を挙げてやってもらえたらと思っておりますので、これ要望ですので、よろしくお願いします。

○清水正之委員長 ほかに。

川口浩史委員。

○川口浩史委員 68、69、公用車の燃料費、これ昨年.....価格4万 2,000 円に決定、今回 264 万に下がっているわけです。非常にガソリンが上がっているわけですが、どうして下げて見積もったのですか、伺いたいと思います。

それから、先ほどの行政バスなのですが、燃料は満タンにして返すというのが約束ということですから、燃料費のこれ幾らかかかっていないわけですが、その他もろもろ、いわゆる物価が上がっていますので、この契約している会社からもう少し引き上げてくれという要求が来ているのかどうか、伺いたいと思います。

それと、庁舎の関係で議場のことなのですが、同じページです。大変暑いときには、もう冷房入れなければならないのは当然なのですが、それまでに行くまでの間、間というか、温度なのですが、ちょっと中の空気が回れば少し違うのではないかなと思うのです。扇風機の何基か、天井線か、そういうものをつけてやればいいのかではないかなと思うのですが、その辺研究をして、効果があるかどうかもわかりませんので、研究する必要があるかなと思うのですが、その辺でちょっとお考えを伺いたい。

それから 78 ページに、県収入、これ会計課ですよ。収入証紙の購入事業をやめるということなのですが、これ問題ないのか、伺いたいと思いますが。

それから、消防で 157 の消火栓の関係なのですが、消火栓の設置工事、これ 40 万いいますか、かかるのと、先ほどの防災訓練なのですが、東武東上線の南側だということですが、町長の施政方針では全町的に防災訓練を行うのだというふうに書いてあるわけです。東上線の南側、この前、北をやったから南でいいのだという考えがいいのか。全町的な関係でやるのであれば、この場所、ある程度の人が集まれる場所を選んでやったほうが、私はいいのではないかなと思いましたので、ちょっとお答えいただきたいと思います。

それから、216 ページの技能労務職、これ 10 人から今度9人になると。新人が2人ということであります。この前、都市整備のところであったのですが、けれども、この人数が減ってしまうわけです。体制的にこれで大丈夫なのかというちょっと心配をするのですが、こういう聞き方では大丈夫です、もちろんですけども。やっぱりもう少し確保していくべきだなと思うのですが、まずちょっと大丈夫かと聞いて、大丈夫ではないということはないけれども、ちょっとそれ伺いたいと思います。

以上です。

○清水正之委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

最初に、行政バスのほうからお答えをさせていただきたいと思います。委員さんは、ガソリンと軽油等、値上がりになっているけれども、委託料がこの金額で次年度も、新年度も契約可能なのかというふうなお尋ねでございます。先ほど委託料の内容については、河井委員さんのときにご説明申し上げたのですけれども、この金額は平成18年度に一度改定をさせていただきました。それから2年迎えるわけでございます。具体的には委託会社のほうからは、今委員さんがお話いただきましたような時期の話を実はいただいております。しかしながら、町の財政状況等々を踏まえて、何とかあと1年お願いできないかというようなことで話を進めているところでございます。会社からは、委員さんもお心配いただいたようなお話が来ているということでございます。

次に、冷房の関係がございすけれども、この役場はごらんになっていただきましたように、窓をあけたり何かをして温度管理をするような構造になっておりませんで、空調で管理をするような建物になっております。とても我慢がならないときは、1階のほうでも、1階についている排煙の窓、あれを開いたりしてやっていますけれども、基本的に空調機で温度管理をするというのがまず基本でございます。それを町のほうではいかに経費を節約するかということで、夏の間はクールビズですか、冬の間はウォームビズということで、それぞれ定まっている温度を1度上げたり下げたりして、あるいは小まめに冷暖房をスイッチを切ったりして、できるだけ調整はしているわけございまして、日曜日、休日はこれは冷暖房入れませんので、その対策として扇風機を置いたり、あるいはストーブを置いたり、それはやっていますけれども、通常の業務日にそういったストーブを置いたりとか、あるいは扇風機を置いたりとか、そういったことは特に考えておりません。

〔「きつくてかなわない」と言う人あり〕

○安藤 實総務課長 今までは考えたことはございませんでした。

それから防災訓練、消火栓、後ほどお答えをさせていただきます。新年度考えているのは、施政方針にございましたように、全町的な規模で実施をしたいというふうなことでございまして、先ほどちょっと申し上げました関係をする消防団、あるいは消防本部に関係する区長さん等々をお願いをしながら実施をしていきたいというふうに考えております。ただ、いろんな訓練をするのに、徒歩で現地に集まっていたかなければならない。対象となる地区がどうしても必要でございまして、そういった菅谷小中学校が多分会場になるというふうなことで考えておりますけれども、そちらに徒歩で集まいただく、入るということになると、前回申し上げた北部、今回は南部地域の人た

ちにご協力をいただくというふうな形で、内容的には全町的な訓練だというように考えております。

それから、技能労務職でございますけれども、これは 216 ページの関係でしょうか。これは、一般会計に計上している技能労務職員、これは 10 人から新年度は 9 人になりますのでというようなことでございます。これは退職をなさった後、新規採用をしていないというようなことでございまして、これはここずっとそういうふうな形で来ておるわけでございます、これは定員適正化計画というのを町では定めております。その定員適正化計画に基づいて、一番多いときがたしか 176 ぐらいの数字だったでしょうか。それを平成 22 年に 153 にする計画なのです。これは決して仕事量が減っているわけではないのです。ですけれども、行政をスリム化するのだと、行政改革の 1 つとして、少ない人数でさまざまな仕事に対応していくのだというふうな考え方でございまして、その中で 1 つには技能労務職員については補充をしないで新規採用を控えていこうという町の定員適正化計画に基づいて行っているというふうなことでございます。川口委員さんは、技能労務職というのは、技師と勘違いをなさってのことでしょう。技能労務職は、用務員さんあるいは給食調理員さんのことでございますけれども、それでよろしかったでしょうか。

そうではなかったですか。今申し上げたのが、この表上にあらわれてくる職というのが、技能労務職というのは給食調理員さん、用務員さん、運転手というふうな区分になっております。

以上です。

○清水正之委員長 中嶋庶務・行政担当副課長。

○中嶋秀雄総務課庶務・行政担当副課長 私のほうからは、車両のガソリン等の軽油、そちらのほうの関係についてお答えをさせていただきます。

委員さんお尋ねのとおりでございまして、ガソリンの単価、それから軽油につきましては、非常に高騰しております。具体的な数字をちょっと申し上げますと、本年、19 年度の 4 月の段階では、ガソリンの単価が 122 円で契約をしております。それが現在では 142 円に上がっております。それから、灯油につきましても、19 年 4 月時点では 80 円という単価でございましたが、現在の単価は 104 円ということで、20 円ずつぐらい上がっているという状況でございます。そして実際、19 年度の当初予算では、一応 18 年度の実績に基づきまして 258 万円という金額で予算の計上をさせていただいております。その中で今執行してきているというのが実情でございます。確かにそれから比較いたしますと、新年度、20 年度予算も同じ、プラスにつきましては、ここで見えておりますのが 264 万円ということで見えてございまして、それほど大幅にふやしているということではございません。ただ、このガソリン等につきま

しては、車両の運行管理によりまして、その数量も違ってまいります。なるべく軽乗用車化を図っておりますし、中での効率化を図りながら、この予算の中でその上がった分をオーバーしないように 20 年度も執行していきたいというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

○清水正之委員長 強瀬人権・安全安心担当副課長。

○強瀬明良総務課人権・安全安心担当副課長 私のほうからは、消火栓の設置箇所、157 ページですか、消火栓の設置等について、工事箇所は、嵐山町大字根岸地内ということであります。

以上です。

○清水正之委員長 最後に、安藤会計管理者兼会計課長。

○安藤高二会計管理者兼会計課長 それでは、まず 78、79 ページでございまして、県収入証紙購入事業、これ 400 万円削除になっておるわけですが、本来会計課で担当しております、会計課の仕事だということで、66、67 ページをお開きいただきたいのですけれども、ここに第2目第2項に会計管理総務事業、この中に組み替えをさせていただいております。

○清水正之委員長 川口浩史委員。

○川口浩史委員 行政バスなのですが、この前、どこのテレビだったかな、バスの事故の問題をそれを聞いて、旅行会社が必要な経費を認めてくれないので、なかなか値上げを認めてくれないために、運転手を当然余計に雇うお金が出せないと。当然今いる運転手に過度の負担がかかってくると。その結果、事故を起こしてしまうと、そういうことをどうしているだろうと思ひまして。やっぱりそういう問題につながってしまつては一番まずいので、私も安いのは結構なことなのですけれども、財政を見ると、やっぱり安くおさめたいというのは気持ちはわかるのですけれども、その辺、よくバス会社さんの状況の考えでやってほしいというふうに思います。これはちょっと要望でいいです。

それから、扇風機の件なのですが、やっぱり考えていったらいいのではないかなと思うのです。こういうつくりであるので、窓がなかなかあかないというつくりであるので余計暑いということがあつたわけなのですが、だからといって冷房を我慢してやるという時期が当然あるわけで、仕事の能率等を考えていくべきではないかなと思うのですけれども、これちょっと課長では何とも言えないでしょうから、どなたか責任ある方に伺いたいと思います。それから.....

○清水正之委員長 1点だけなのでしょうか。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 冷暖房の件、エアコンですか、扇風機ですか、そういうようなことですが、今お話しのように経費の削減というようなことも考えながらということですが、やはり一番は中でやってもらう議員の皆さんもそうですけれども、職員の皆さんも、中で効率よく仕事ができないことには始まりませんので、それに対応できるような形でやらざるを得ない。それには電気が掛かっても、暑いときには涼しくしないといけない場合も考えられるわけです。そういう中で、現状では特別困ったというような状況ありませんので、様子を見ながら今後いければなというふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○清水正之委員長 ほかに。

松本美子委員。

○松本美子委員 それでは、3点ほど質問させていただきます。

ページ数でいきますと 62 になりますけれども、七郷の郵便局の関係なのですが、引き続き予算計上がしてありますので、質問させていただきますけれども。減額等も、これは仕方がない部分だと思っておりますけれども、それよりも諸収入的にはそれとほぼ臨時職員さん等の報酬等がほぼ同じくらいなので、余り町負担というものは考えられないから、このままいくというような考え方で計上してあると思っておりますけれども。郵便局そのものは民営化ということで、前からこの話は出ていたかなというふうに思っておりますけれども、農業センターのほうは、やはり局のほうで使うというよりも目的外になってきますので、その辺の方向性を、今年度は計上してありますから行うということなのですが、今後の方向性とその考え方が決まらないのか、あるいはこのまま地域のために、その場所はやはりなくてはならないところかなというふうに思っておりますけれども、どなたか民間の方がやっていただけるような方向を考えていくのか、お尋ねします。あと、この減らした理由も、申しわけないですが、予算ですから、お伺いします。

それとなのですが、76 ページになりますけれども、人権の問題なのですが、今年度は大幅に 110 万以上の金額が前年度と比べますと減額されています。その理由をお尋ねをさせていただきます。

ちょっと戻って申しわけないのですが、69 ページになると思うのですが、電話の交換の関係なのですが、臨時職員対応だということですが、ずっとこれできていますが、臨時職員ということになりますと、大綱に臨時として使うというような、町の方でも決まりがありますけれども、その辺のところはどういうふうになっているのか、お尋ねさせていただきたい。

以上です。

○清水正之委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 最初、簡易局の関係からお答えをさせていただきたいと思います。

委員さんご承知のとおり、昨年 10 月から郵政民営化ということで、簡易局もそういった改革の中で今日まで来ております。それで、この郵政の民営化に当たって、嵐山町の簡易局を継続するのかなどなのか、その辺について、これは平成 18 年度にもうなりましたけれども、そのときにさまざまな角度から検討してまいりました。いろいろ防犯灯の問題ですとか、いろんな心配事もございました。ただ、一番大きかったのが、簡易局が取り扱っている件数が 5,700 件、これは特に北部地域の人たちにとって欠かせない施設であろうということが第 1 点です。それと、簡易局に来て、お年寄りが孫から来た手紙を読んでくれとか、いろんな日常的なサービスが簡易局の仕事以外にもかなりこの地域、特に高齢者の方に役立っていると、そういったこと等々を総合的に判断をして、郵政民営化以後も町として簡易局を続けていきたいということで、平成 19 年度の当初予算に計上させていただいて、20 年度も計上させていただいている。ただ、地元の方で、これはご自分で経営をなさるという方が出てくれば、いつでもそういう方に町としては経営をお願いをしていくという考え方に変わりはございません。

それから、減額の理由でございますけれども、これ大きいのは、昨年たしか防犯装置をつけさせていただきました。これをやすらぎとつないでいるものでございますけれども、何かあったときはその異常をやすらぎのほうにお知らせができるような形で、そしてやすらぎのほうから助けに来ていただいたり、あるいは警察等にご連絡していただいたりとか、さまざまな不測の事態に備えてそういった設備をさせていただいたお金がございました。それによる今年それがなくなりましたので減額というふうに思っております。

それから、人権の関係で 100 万円以上下がっているというのは、これは委員さんご承知のとおり、19 年度は人権フェスティバルが県の 100 万円の委託金をいただいて嵐山町が会場で実施をした、その予算が今年度ございませんので、その分だけが下がってきているということでご理解いただきたいと思います。

それから、電話交換でございますけれども、これは昨年度、正確には平成 18 年度までは委託料という形で予算計上をずっとお願いをしてまいりました。昨年の当初予算の審議の中でこれはおかしいだろうと、これどう見ても臨時職員に計上すべきだというふうなご指摘をいただきました。これ電話交換だけではなく、シルバー人材センターにかかわる用務員の問題ですとか、そういったご指摘をいただいて、それを調査を行い、6 月にこれ臨時職員に組み替えさせていただいてきております。ですから、以前は委託であっ

たものを平成 19 年度の6月補正から臨時職員の取扱要綱に基づいて、これは適用されているということでご理解いただきたいと思います。

○清水正之委員長 ほかに。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 七郷地区の簡易郵便局の問題なのですが、続けて伺いますが、職員の位置づけというのはどのような形になっていくのか、伺いたと思います。農構センターの事務も若干しています。だから、その部分での位置づけがちょっとよくわからないなというふうに思っています。それと、77 ページになりますけれども、入札の契約事業が電子入札が新たに入ってくるということだと思うのですが、具体的には入札改革としてどのようなことを考えたのか、伺いたと思います。

その上に上がりまして同じ欄ですけれども、人権対策推進事業ですけれども、私は補助金にかかわる部分というのは、かなり今年度精査されたのだろうというふうに考えているのですけれども、ここに関しては精査されていないです。その考え方を伺いたと思います。

それと、もう一つなのですが、各種相談事業ですけれども、これは 78、79 になりますけれども、相談事業を若干 100 万近くですか、上がってきて増額になっているのですけれども、相談事業というのはどの程度の形でとらえられているのか、伺いたと思います。

すみません。これは会計課のほうになります。47 ページになります。利子なのですけれども、これはどのように考えて、すごいです。81 万 4,000 円の利子が増額になってしまっているの、その利子の計算の方法を伺いたと思います。

以上です。

○清水正之委員長 それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 それでは最初、電子入札制度改革のところからお答えをさせていただきます。

76 ページ、事業費目で言いますと入札・契約事業 678 万 4,000 円、昨年比で増額をさせていただいております。これは、内容的には2つありまして、1つが渋谷委員さんからお尋ねがございました入札制度改革に基づくものでございまして、昨年一定の方針を町として出したわけですが、1つは平成 21 年度には一般競争入札に移行するというようなことでございました。それから、いかに透明性、公平性あるいはを核としながら不正行為をなくしていくのか、こういうふうなことも頭にございまして、埼玉県が行っている電子入札の共同システムに参加しようというふうなことになりました。

その予算がここで計上させていただいております。そのための予算が約 170 万円、残りがこれ入札制度改革に取り組んでいくには、現在の契約システムはちょっと古うございまして、平成 13 年度に導入した仕組みでございますけれども、それを全面的な改修が必要だというようなことでございます。そうしますと、サーバーを今の改修に耐えられないということで、新しいサーバーに入れかえなければならない。幸い平成 19 年度に財務会計システムが審査が入った分、そのサーバーの持っている力の余力で契約システムを動かせるというふうなことでございまして、その契約システムの開発、設計にかかる費用と、これが約 470 万円、合わせてこのような増額をさせていただいております。

それから、人権の関係でございますけれども、渋谷委員さんは、補助金がいっぱい形で見直しをされている中で、この人権にかかわるものだって使うではないかというふうな、そんなご質問に聞けたのですけれども、それでよろしいでしょうか。この人権の関係は、補助金については一番多いとき、これ 150 万あったのです。それがだんだん下がってきて、現在 69 万まで、毎年度この見直しの中で下がってきているというふうなことでございます。この補助金については、やはりさまざまな活動の段階で、そのために活動している団体に対して補助金を出しているという考え方に変わりはございません。ただ、このほかにもう一つ税の減免が、これは予算上あらわれてきていませんけれども、ございます。この税の減免につきましては、平成 20 年度をもって終結させるというふうなことでございまして、19 年度も若干限度額、最高 5 万円だったものが 2 万 5,000 円にしたりとか、見直しをしていますけれども、基本的には 20 年度をもって税の減免は終結をさせるというのが大きな改革でございまして、ぜひそちらのほうをそこまでするのでということでご理解いただければと思います。

○清水正之委員長 中嶋庶務・行政担当副課長。

○中嶋秀雄総務課庶務・行政担当副課長 私のほうからは、七郷の簡易郵便局の職員につきまして、その位置づけはどうかということに対しましてお答えさせていただきます。

七郷簡易局の職員につきましては、本町におきましては、非常勤特別職の中の嘱託員という位置づけでお願いをいたしております。地方公務員法に基づきまして、非常勤の職員、常勤の特別職とそれから臨時的にいる職員という位置づけがございますが、その中で先ほど課長のほうからお話をさせていただきました非常勤特別職の取扱要綱、この中には嘱託員として、今本町において定まっているものが、特に事務に関する経験を有する者と、それから七郷簡易局の嘱託員という形の 2 種類を定めさせていただいてお

りまして、これに該当してまいりますのが嘱託員という形で位置づけをさせていただいている。特にその専門性によって、その年間の嘱託員という任命をさせていただいているという位置づけでございます。

○清水正之委員長 強瀬人権・安全安心担当副課長。

○強瀬明良総務課人権・安全安心担当副課長 78 ページの各種相談事業でございますが、前年に比較いたしまして 94 万 7,000 円ほど増額ということですが、こちらはここの各種相談事業の中に相談業務を一括しとめたということで、94 万 7,000 円増額になっているものは、毎月 1 回行っておりまして弁護士によります法律相談、この費用が 84 万円ここへ持ってきたと。それから迷惑相談員、特例減額ということで前年まで下げておったのですが、新年度からは戻すというようなことで 1 カ月 9,000 円掛ける 12 カ月ということで 15 万 8,000 円と、そのふえたということで 94 万 7,000 円となっております。

以上です。

○清水正之委員長 最後に、安藤会計管理者兼会計課長。

○安藤高二会計管理者兼会計課長 それでは、お尋ねの 46、47 ページになりますけれども、第 20 款の諸収入の 1 目の町預金利子でございますけれども、この根拠は歳計現金、議会の初日に監査の現在高調書、これをお配りしましたけれども、ここに現金内訳、これが通常のいわゆる取引の通帳なのです、普通の通帳です。これの金額を一応年間 2 億 1,000 万円と見まして、0.002 を掛けた数字、それが 42 万になります。それと、やはり定期預金等があるわけですが、指定金融機関と収納代理金融機関、これ 3 つあるわけですが、ここでやはり指定金融機関、定期が一応 2 億円を見まして 0.002 で 40 万、それから収納代理金融機関ですが、これ郵便局まで入るわけですが、7 金融機関あるわけですが、ここでやはり 6,500 万見まして、0.002 も 13 万円を見て、その額の金額になります。

以上でございます。

○清水正之委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 七郷の簡易郵便局なのですが、これは簡易郵便局の職員プラス農構センターの仕事もしているわけですが、若干。その位置づけというのは、七郷の簡易郵便局の職員という形にしていくのは、ちょっと嘱託職員の中では難しいのかなというふうに思うのですが、その点はいかがな考え方があるのか、伺いたいと思います。

すみません。それと入札契約なのですが、単に電子入札契約にしたということなのか。私は、ずっと以前から総合評価制度に変えていくように

という話はずっとやっていたわけなのですからけれども、その部分は取り入れられたのかどうか。今後いろいろなことでもっと地域の活性化の部分は大きくなってくると思うのですが、その点はどのようにお考えになって入札改革が進んだのか、伺いたいと思います。

それと、その上の人権問題なのですからけれども、税の減免が20年度で終結するということでした。私もこの予算案と決算書を見ました。そうすると、異常に個人の負担額が少ないです、会費というやつが。普通の場合、会費にあわせて、個人の会費の5倍から10倍の金額を補助金として町が出すということがあるのかどうか、そしてその事業内容が果たして適切なもの、町が補助金を出すものとして適切なものかどうかというのは、もう考えられてもいいと思うのです。人権問題、いろんな問題があります。でも人権問題、それぞれにかかわっている人は、ご自分の費用でいろんな会合に行き、いろいろなところに行ってアピールして、そして帰ってくる。それが人権問題の進め方です。なぜここだけ人権問題で町がこれだけの補助を今もなおかつ行っていくのか、その点について伺いたいと思います。いいです。あとそれだけ。

○清水正之委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 これ入札制度改革について、ちょっと幾つかお話をさせていただきますと思います。

これは、県の知事部局もそうですけれども、市長会、町村会、公共調達改革ということで骨子がまとめられて実施に移されております。町もその中で先ほど申し上げましたように、一般競争入札を拡大をしていくのだというようなことがございまして、19年、20年度は何本か試行しながら、21年度は1,000万以上の工事について、これはすべて競争入札に移行するというようなことになっております。

それから、これとあわせて、どこの市町村もそうですけれども、地元中小企業の育成をどう図っていくのか。この一般競争入札にすべてしてしまいますと、この辺の部分が非常におろそかになるというふうなことで、これも課題でございまして、これらについてどう対応していったらいいか。

それから、先ほど申し上げました電子入札、この電子入札を実施をするにしても、町内の企業が果たしてインターネットですとか、電子認証ですとか、電子入札に必要な最小限のOAの機器の操作ですとか、そういったものができるか、できないか、こちら辺も説明会ですとか、あるいは商工会ともご協議を申し上げながら、地元企業が新しいシステムに乗りおくらせて対応ができないということのないように、そういったことも考えていかなければなりません。

それから、この今改革の大もとになっている、さまざまなこの不正行為が一連の事件としてありまして、コンプライアンス、これをどう徹底させていくのか。これは全体を通してそういうふうな問題を考えていかなければならないというふうなことでございます。これで電子入札に、町も共同システムに入っているわけですが、この予算に計上して、すぐ20年度から実施ができるのかという、そういうことではございませんで、今申し上げましたようなさまざまな課題を整理をしながら、本格的に動くのには、やはり1年かけて動いていくと、試行を繰り返しながら。そこで、業者の皆さんにも、円滑にこの導入ができるような形でやっていくと、そのようなことになると思います。総合評価方式は、やはりこれは入れていかなければなりません。総合評価方式の基礎となるのです。それぞれ町が事業を発注した段階で、その現場監理にあるいは最後の検査、そういった段階でその業者を評価をしてデータを蓄積させていくと。それから、町の職員もその評価をするその技量を磨いていくというような両面からこれを説明していかなければなりません。そういったことでございまして、一步一步、町としてはこの入札制度改革、これに取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、人権問題でございまして、繰り返しのになってしまうわけなのですが、昨年もさまざまな差別事件が現実にございました。嵐山町でも、戸籍が不正な方法によって取得をされて、横浜のこれ行政書士だったでしょうか、それから三重のほうまで送られて身元調査に利用された、そういうふうなことも嵐山町としてもございました。そういったこれは一例でございまして、けれども、まだまだ根強く差別が残っております。また、そういったことを考えたときに、やはりこれまでも実施してきたように、特に同和問題については一日も早い解決を目指していくというふうなことでございまして、それについては引き続き力を入れていかなければならない。補助金についても、そのための活動をしている団体、支部に対して、先ほど申し上げましたように、金額は毎年下がってきてはおりますけれども、嵐山町ばかりではなくて、この比企には吉見町、東松山市、同様に支部がございまして。嵐山町だけ補助金を廃止するわけにはいきません。それで、比企支部というものも組織しておりますし、その上部の権利もつながっております。嵐山だけが抜きというふうなわけにはいきません。そういったこともございまして、取り組みについては、その同和問題を解決するための健全な活動を担っている支部に対して補助していくという考え方に変わりはございません。

以上です。

○清水正之委員長 中嶋庶務・行政担当副課長。

○中嶋秀雄総務課庶務・行政担当副課長 七郷簡易局の嘱託員の関係に

つきまして、委員さんのほうから農構センターの管理、その部分を含めてやっている、両方の仕事が入混じっているような形になって、全く事実そのとおりでございます。ただ、先ほどもお答えさせていただいたのですが、七郷簡易局の民営化に伴いまして、従来も非常に簡易局業務というのは複雑、専門性が問われておりましたが、さらにこのところで民営化に伴いまして、事務が複雑化しております。そして、当初は確かに委員さんがおっしゃるとおり、農構センターの管理、その受け付けという事務的な部分だけであれば、嘱託員という専門性は問われないと思いますが、圧倒的に今の仕事内容を考えますと、簡易局としての業務、そちらのほうに神経も使っているし、時間も使っているというのが実態でございます。その中であわせて簡易局が示した農構センターの管理もやっていくというのが実態でございます。

そういった中で、その専門性をやはり問われることがありますので、この予算の中でも、去年からお願いしておりますように、1名増員をさせていただけるような形で、忙しい時期には2人体制で行うというような形の予算の編成をさせていただいております。その中で対応していただいているというのが実態でございます。なかなか専門職は専門職、また農構センターの管理職は管理で臨時職員を雇うということになりますと、またその辺の部分は非常に複雑といいたいまいしょうか、連携もとりにづらくなるしということで、主に簡易業務を主体にしながら、農構センターの管理についてもお願いしているという実態で、今のところはお願いをするしかないかなというように考えておりますので、よろしくお願いします。

○清水正之委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 たびたびなのですが、同和問題はこの形で続けていくということです。ですけれども、今の日本の状況を見ていると、いろいろな差別が起こってきています。この同和問題だけ、会費を幾らか払っているとはいえ、これだけの高額の金額を出して活動していただく。ほかの部分でも差別問題というのはいっぱいあります。その部分には嵐山町は補助金は出さない。差別に対しての考え方が差別的過ぎるのではないかと考えますが、この点については、団体が大きくて全国的な団体だから出す、そういうふうな意識の中にあるのではないかと考えられますが、今さまざまな差別団体あります。JFCというのですか、そういった形でも嵐山でも活動されている人もいますし、いろいろな障害者差別の問題も、障害者差別は障害者の問題として、別に費用は出されてきていますけれども、この部分に関しては、特別にこれだけの費用を出して、嵐山町だけがほかの地域と比べて出さないということにはならないということでしたけれども、私は去年もそうですけれども、一度比企地域全体でもうそろそろ考え直してみて

はどうかというお話もしているわけなのですが、この点についての考え方はあるのでしょうか。

○清水正之委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今渋谷委員さんおっしゃるように、差別というのがいろんな形で起きているわけであります。そういう差別というものをできるだけ早くなくしていくということの取り組みはしっかりやっていかなければいけないというふうに思っております。その中で同和の問題でございすけれども、同和問題も現実には今課長のほうから話がありましたように、差別事象が起きてしまっているわけです。そういうものも何とでもなくさなければいけないということで取り組んでいるわけです。そういう中で予算がということでございすけれども、この予算についても、前年、以前に比べて減額をしてきて、しかも同和の組合の皆様方の理解をいただいて、その翌年度の20年度で打ち切るといようなことも進んできております。そういう中で、差別事象がある限り応援をして、嵐山町だけでなく、この地域一体取り組んでそういうものをなくしていく、その事業をこれからも続けていきたい。そういうことで、嵐山だけなかなか、渋谷委員さんおっしゃるように、うちのほうはやめますよというようにこれからはなかなかいかない。地域と一体となってこの事象がなくなるようにこれからもしっかり取り組んでいきたいというふうに思いますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○清水正之委員長 ほかに。

安藤欣男委員。

○安藤欣男委員 2～3お伺いしたいと思います。

69 ページ、庁舎管理事業ですが、この中に工事請負費ということで100万円、当然志賀の道路工事だということに聞いておりますが、この考え得る事業内容、どんなことなのか、お伺いしたいと思います。

それから、次に(3)の公用車管理事業、130万円増の1,069万7,000円でございすが、現在この公用車としてどういう形で、リースもかなりふえているわけですが、その増額の理由と公用車の現状をお伺いしたいと思います。

それから、79 ページ、国際交流推進事業ということで、前年と同じ3万円でございます。これは国際交流協会への報告かなというふうに思っております。現在この国際交流協会、これからますます果たすべき役割というのが大きいかなというふうに思っておりますが、現在のこの協会のやっていることはどんなことでしょうか。

以上、3点お伺いします。

○清水正之委員長 現状というのは、台数のことでいいでしょうか。

○安藤欣男委員 はい、台数の種類です。軽自動車は何台あって.....

○清水正之委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 私のほうからは、公用車の管理事業につきましてお答えをさせていただきます。

これはご承知のとおり、公用車については一括管理というふうなことでございます。現在、一般会計、保有台数 40 台でございます。これが町が所有しているものが 27 台、リースが 13 台でございます。これを新年度予算では、所有している台数を 1 台減らしまして、これはリースを 1 台ふやしていると、これは普通車についてです。それで、バスについては、幼稚園のバス、これは平成 7 年 7 月、鎌形小学校の送迎に使っているバス、これが平成 8 年 3 月、この 2 台につきましては、これ町の所有のバスでございますけれども、廃車をいたしまして、1 台バスをリースを受けるというふうなことでございまして、差し引きしますと、車両台数は 1 台減るというふうなことでございます。そういったことで予算を組ませていただいておりますけれども、特に増額となっておりますのは、来年が非常に車検の、町の保有している車両の車検の多い年に当たります。そうしますと、その車検の費用ですとか、税金ですとか、そういったものが非常に多いわけございまして、昨年と比べますと、昨年は 8 台の車検でございましたけれども、20 年度は 18 台と、これらが経費が、昨年に比べますと予算が増額になっているというふうなことでご理解いただければと思います。

○清水正之委員長 中嶋庶務・行政担当副課長。

○中嶋秀雄総務課庶務・行政担当副課長 私のほうからは、工事請負費 100 万円の内容ということでございまして、こちらのほうについてお答えをさせていただきます。

今議員さんのほうからちょっとお話がありましたように、こちらの事業につきましては、今年度また別の予算で給食センターがございまして、内容につきましては庁舎の前側、いわゆる南側、そちらのほうの全体の砂利しき、それからもう一つ、ロータリー、ゼブラゾーンがあるのですけれども、そちらの山側といいたしめようか、のり側、そちらのほうを少し砂利をしいて、そちらのほうにも 320 平米ほどなのですけれども、そちらにも砂利をしいて台数を移動するという内容でございます。ご存じのとおり、今庁舎の南側、職員、それから来庁者の皆様に砂利しきの駐車場を使っておりますが、相当、穴ぼこだらけと言ってはあれなのですけれども、雨が降ると非常に困難な状況、非常に悪い状態になっております。そちらのほうについても全面、3センチほどの砂利しきを行って転圧を行うという内容、それと 320 平米ほど新たに砂利をしいて駐車台数をふやすという計画でございます。以上でございます。

す。

それからもう一点、国際交流協会の事業内容ということで、こちらのほうについてもお答えをさせていただきたいと思います。国際交流協会につきましては、補助金を町のほうから支出をさせていただいております。町総務課の国際交流事業といいましても、なかなか現実的なものはないのですが、非常に国際交流協会さん、内容的には例えばこの18年度のちょっと今事業実績を見させていただきますと、日本語クラスの開催、これを39回行っているとか、例えば学習の新事業で志賀小学校のほうで行っているとか、あるいは外国からのエクアドルのコンサート、そういったものの実行委員会での補助でありますとか、夏祭りを実施をしているとかという形で非常に事業的には内容を多くしていっています。また、実際本庁のほうに、例えば日本語を少し教えてもらいたいとか、そういったことが問い合わせがある場合がございます。そういったときにこの国際交流協会さんのほうへお話をさせていただいて、こういった方がいらっしゃるのだけれどもということで面倒を見ていただくといいたいでしょうか、そういった形でご指導をしていただくとか、そういったことでのご協力をいただいているということでございます。

○清水正之委員長 安藤欣男委員。

○安藤欣男委員 工事請負費の中身はわかりましたが、給食調理場の後で出てきますが、その関係で道路のつけかえというような計画が見せてもらったわけなのですが、それとあわせてではなくて、それは全然別な話なのだと思うのですが。この今説明いただいた庁舎へのその公図と320平米の砂利しき、それだけだと。後で、では追加が出てくるという、そういうことではちょっとないです。それから.....いや、ないということだから、確認。

〔「だめだよ、それは」と言う人あり〕

○清水正之委員長 だから、こっちを通してやらないと。

○安藤欣男委員 いや、それはまだ違う質問ありますから。

○清水正之委員長 それは要らないのですね。

○安藤欣男委員 確認です。それでは、次に公用車の関係なのですが、リースが1台ふえるのだと。今回は普通車のリースを受ける。普通車と言いましたね、リースね。

○清水正之委員長 それをだから質問をしてください。

○安藤欣男委員 普通車のリースを受けるということなのですが、今までこういう時代ですから、軽自動車をリースしていこうということだったわけなのですが、普通車になる理由といいたいでしょうか、それをお聞きしたいと思います。と同時に、確認も含めてですが、幼稚園のバスをリースで新しくするというと、そういうふうにとったのですが、その辺は確認をさせてもらいたいと思

ます。

それから、今町長が乗っている車、これ極めて老朽化していると思うのですが、これは何年に購入されて、現在何キロぐらい走っているのか、わかりましたらお示しを願います。財政厳しい折で、なかなか更新ということができずにここまで来ているわけですが、その辺のことにつきましてお伺いしたいと思います。

それから、国際交流協会が内容的にはご答弁いただきましたが、人数が何人ぐらい会員としているのか落としてしまったのですから、わかりましたらお願いをしたい。それと同時に嵐山町にも外国人が非常にふえてきている。それで、この方たちとの交流協会とかかわりが幾らかでも進んできているかどうか。と同時に新しく町へ来た方が困っているというような問題が起こったときに、この交流協会がどんなサポートですか、そんなことも展開をされているのです、当然。されているとすれば、何件ぐらいあったかどうか。と申しますのは、これから極めて大事な分野といいましょうか、嵐山町にも報告だと250人ぐらいいるのです、外国人が。まだまだふえるというふうに思っています。したがって、外国人と行政との円滑な対応といいましょうか、そういうことについても国際交流協会のようなところから働きながら、この3万円ではなく、もっと増額をしていく必要があるのではないかと思います。その考え方についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○清水正之委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 公用車の関係でございますけれども、先ほど町所有の、これは一般会計、町所有とリースと合わせて40台というお話をさせていただきました。20台が1台減って39台になるわけですが、差し引き。この平成19年度ベースで40台のうち22台が既にもう軽貨物あるいは軽乗用車です。町では、極力公用車は経費のかからないものにしていこうという以前からの考え方がございまして、軽自動車化というのを相当前から進めてまいりました。ただ、軽自動車ばかりではなくて、普通車もやはり必要なのです。そういったバランスを見ながら、軽と普通車を導入をしてきているというようなことでございます。

それから、バスにつきましては、1台リース、これは幼稚園の送迎用の新たにリースで導入する予算になっております。

それから、庁用車でございますけれども、庁用車につきましては、平成6年1月登録でございまして、17万キロ、公用車の中では一番古い車になっております。

以上です。

○清水正之委員長 中嶋庶務・行政担当副課長。

○中嶋秀雄総務課庶務・行政担当副課長 国際交流協会の活動の関係でございすが、まず会員数でございすが、18年度のこれは決算の中では、会員数が39名ということで記載されております。それからもう一点、どの程度の外国人の方がこの国際交流協会のお世話になったかということについては、大変申しわけございませんが、把握してございません。それから、補助金の増額の関係でございすが、この増額につきましては、当初のこの3万円という金額につきましては、要望があったというふうに記憶しておるのですが、これもふやしてほしいというようなことの申し出につきましては、国際交流協会さんのほうからはございません。また、この収支予算の中身を見ますと、非常にボランティア活動が多いのだと思いますが、その中では今のところ何とかやっているといる状況なのかなということで、その辺のお話があれば、また考えさせていただきたいと思いますが、現状では運営はできているのかなというふうに考えております。

以上でございす。

○清水正之委員長 安藤欣男委員。

○安藤欣男委員 平成6年、庁用車といいましょうか、町長の乗っておられる車が、平成6年で今17万キロとお聞きしております。13年経過しているわけですが、近隣の町村から比べると、かなり嵐山の車は古くなっていると見ております。財政が厳しい折なので、なかなか新しい車というのは難しいかもしれませんが、近隣ではリースで入れかえているようなところもあります。これにつきましては、当初の考え方をしております。

それから、幼稚園のバス、これにつきましては、リースでということで、何人乗りでのバスを考えてという。それから、リースですから、今度かなり保守管理はいいかなと思っておりますが、前のこのバスがかなり、保守点検が余りよくなかったなというふうに感じておるのですが、走っているにもすごい音がしながら走っているのを聞いていますから、新しくかえざるを得ないだろうなというふうには思っておりましたが、リースということですから、保守管理もあわせてリースということなのではないでしょうか。その辺、確認しておきます。

以上です。

○清水正之委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 庁用車の関係でございすけれども、非常に昨年、一昨年でしょうか、ショックアブソーバーがもう壊れてしまって、修理に30万かかりました。昨年もドアがあいてしまうと、そういうふうな状況でございまして、本当に注意して乗っていただいております。それは現実にはでございます。法的には総務課長が車両の安全運転管理者というふうなことになる

わけです。ですから、そういうふうな諸事情から言わせていただくと、本当に一日も早く交換していただきたい。これは、いろいろ諸事情があるものですから、我慢して乗っていただいているというふうな状況だというふうに思っています。なお、委員さんのご質問は、頭に置いてですね、今後考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○清水正之委員長 中嶋庶務・行政担当副課長。

○中嶋秀雄総務課庶務・行政担当副課長 幼稚園バスの乗車定員ということでございますのですが、大人が3、子供が39の42人乗りということでございます。

○清水正之委員長 保守管理も、リース……

○中嶋秀雄総務課庶務・行政担当副課長 保守管理もあわせてリースでございます。

○清水正之委員長 ほかに。

長島邦夫委員。

○長島邦夫委員 1点お聞きします。防災無線の件なのですが、本年度予算には載っておりませんが、よくこの地域は聞こえないとか、または家のつくりもいいののでしょうか、密閉がいいうちがかなり多いですから、区のほうから、また住民の方から新規にうちの地区、こういう地区にはあってほしいというような要望はないのでしょうか。私は当然、よくそういう話を聞くものですから、載ってくるのかなというふうに思っていたのですが、保守関係のことが主でございますので、その点をちょっとまず最初に1点お聞きしたいと思います。

○清水正之委員長 長島委員にお願いですけれども、当初予算の審議ですから、当初予算に載っていない審議は、ここではできません。

○長島邦夫委員 わかりました。では、結構です。

○清水正之委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○清水正之委員長 質疑がないようですので、総務課、会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

◎散会の宣告

○清水正之委員長 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時01分)